

| | |
|--|--------------------------------|
| 番 号 | 24請願第11号 (即 決) |
| 受理年月日 | 平成24年9月3日 |
| 件 名 | 東京都特定不妊治療費助成の上乗せ補助と環境整備の実施について |
| 提 出 者 | 三鷹市在住 市政・議会説明ネット 増田 仁 |
| 紹介議員 | 栗原 健治 |
| 要 旨 | |
| <p>〔趣旨〕</p> <p>不妊治療とは、子どもが欲しくても授からない夫婦が医師の手技を受けることで、妊娠・出産が可能にしようとするものです。不妊の原因は4割が女性、4割が男性にあり、残りは原因不明となっています。その中で原因不明の部分について、NHKの報道によると、卵子の老化が大きな原因ではないかとされ、妊娠率は30歳から徐々に低下、40代半ばが妊娠の限界とされ、妊娠しても流産が多くなるとわかってきました。晩婚化傾向は、より一層不妊患者増に影響しています。</p> <p>不妊治療の種類は、低コストなタイミング法での自然妊娠や人工授精、高度医療に分類される体外受精、顕微授精となります。体外受精、顕微授精については、自然妊娠の可能性が特に低いと診断された際に実施されるものであり、新聞報道によると各医療機関の治療費は高額で、1回の費用は30万～50万円未満が半数、さらに高額な100万円未満の施設も多いです。</p> <p>そのため、高額な体外受精、顕微授精について、各都道府県は不妊治療費助成を設け、東京都も特定不妊治療費助成制度で1回15万円を年2回（初年度3回）、通算5年間支給します。ですが、不妊治療費は都の助成でも足りず、最大で給与の数カ月分の多額な自己負担となり、費用をため続けなければ適切なタイミングで治療を受けることは容易ではありません。</p> <p>そもそも、再度不妊治療をする場合は、まず数カ月、体や卵巣を休める必要があります。その後服薬や塗布による数カ月のホルモン治療、採卵の際1週間以上にわたって続く排卵誘発剤注射、直前の排卵時期調整薬注射、採卵時注射と毎日注射が続き、心身の疲労や苦痛が重なります。この時点で治療回数は年数回に制限されている上、</p> | |

実際は成功率を上げるため、さらに体調で余裕を持たせることや仕事の都合等で予定はおくれがちになり、時間的負担を強いられます。

そこで、秋田市や大仙市、都内では台東区や葛飾区等が都道府県の制度を利用した夫婦に対し、1回につき上限2.5万～15万円を助成し、経済的負担の軽減によって不妊治療の利用者をふやし、治療効果を高めています。

費用の問題、特に世帯の収入状況によって、実施回数が制限され、治療が適切な機会に受けられないことは、福祉を担う行政として三鷹市でも避けねばなりません。

よって、三鷹市でも東京都特定不妊治療費助成利用者への上乗せ補助の実施を求めるとともに、社会の不妊への無理解による配慮に欠けた言動等不妊女性への精神的な負担となる外圧を防ぎ、不妊治療の大変さや成功率の低さ、妊娠適齢期の実態を伝える啓発活動等の社会的環境の整備を求めます。

以上